

明治二十一年の市制 町村制と玖珠郡 日田郡

——新町村名選定事由を中心として—— (その1)

甲 斐 素 純

現九重町域の村々では、後野上村に役所を置く田野村・湯坪村・後野上村・野上村と、町田村に役所を置く菅原村・町田村・引治村・栗野村と、恵良村に役所を置く右田村・恵良村・松木村・岩室村の三地区に分かれた。

また玖珠町域の村々は、森村に役所を置く森村・帆足村・日出生村と、太田村に役所を置く太田村・綾垣村・山下村・古後村と、塚脇村に役所を置く大隈村・塚脇村・山田村・小田村・山浦村と、戸畑村に役所を置く四日市村・戸畑村の四地区に分かれ、計二十六村が七連合村になった。

明治十七年(一八八四)八月三十日付で県令西村亮吉は、「町村役所所轄区域取調心得」を発し、戸数が四百戸ないし四百五十戸から五百戸以内をもって一区域とすることを目的として、取調べがなされるようにした。その心得にもとづいて、「従前之町村役所ヲ廃シ、更ニ町村役所所轄区域並町村役所位置別冊之通り相定候」として、その旨を布達した(『玖珠町史』中巻、六十六頁)。

「市制・町村制」は明治二十一年四月二十五日、法律第一号をもって発布され、大分県では翌年四月一日をもって実施された。これによって新しく生まれた町村は、十七年の連合町村が母体となった。

田野・湯坪・後野上・野上の四か村が飯田村に、菅原・町田・引治・栗野の四か村が南山田村になった。右田・恵良・松木

の三か村が合併して東飯田村となり、連合村では一緒であった岩室村は、森村と合併した。大区・小区制の小区の編成どおりにかえったことになる（この時点では、「野上村」は成立していない）。

野上村は明治二十九年一〇月一日の成立で、旧野上村・旧後野上村と東飯田村の七十二字を分割して誕生した。

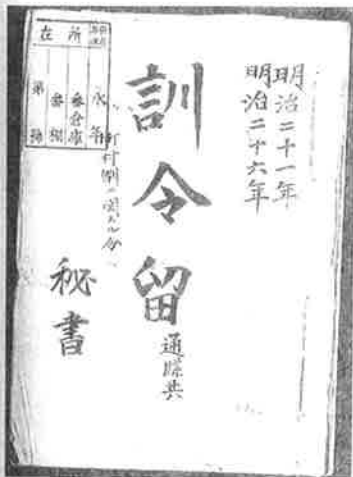
この「町村合併」に関しては『大分県史』近代篇Ⅰ（昭和五十九年三月・大分県）でも若干述べられているが（二八七〜二九二頁）、県内で町村合併の事務手続きが本格化するのには、内務大臣訓令第三五二号の発令された明治二十一年六月十三日以降のことと思われる。

ここで同資料を全文紹介するが、この資料は大分県公文書館所蔵の「明治二十一年、明治二十六年、訓令留通牒共、町村制ニ関スル分、秘書」に所収されている。

訓第三五二號

町村制ヲ施行スルニ付テハ町村ハ各獨立シテ従前ノ區域ヲ存スルヲ原則トナスト雖モ其獨立自治ノ目的ヲ達スルニハ各町村に於テ相當ノ資力ヲ有スルコト又肝要ナリ故ニ町村ノ區域狹小若クハ戸口僅少ニシテ獨立自治ニ耐ユルノ資力ナキモノハ之ヲ合併シテ有力ノ町村ヲラシメサルヘカラス依テ其施行ニ際シ先ツ府縣知事ニ於テ現今各町村ノ區域人口及其資力如何ヲ調査シ左ノ條項ヲ標準トシテ相當ノ處分ヲ爲ス可シ

第一條 從來町村ノ區域廣ク人口多ク又ハ相當ノ資力アリテ獨立自治ノ目的ヲ達ス可シト認ムルモノハ之ヲ分合スヘカラス



「訓令留」（大分県公文書館所蔵）

第二條 前條ニ依リ獨立自治ノ目的ヲ達スルヲ得スト認ムル町村ハ之ヲ合併スルヲ要ス

民戸ナキ町村ハ總テ近接市町村ニ合併スヘシ

土地ナキ町村ハ其地籍ヲ有スル町村ニ合併シ若シクハ其地籍ヲ分割スヘシ

第三條 町村ヲ合併スルハ其資力如何ヲ察シ大小廣狹其宜ヲ量リ適當ノ處分ヲ爲ス可シ

但シ大凡三百戸乃至五百戸ヲ以テ標準ト爲シ猶從來ノ習慣ニ隨ヒ町村ノ情願ヲ酌量シ民情ニ背カサルヲ要ス且現今ノ戸長所

轄區域ニシテ地形民情ニ於テ故障ナキモノハ其區域ノ儘合併ヲ爲スコトヲ得

合併ヲ爲ストキハ町村ノ區域廣濶ニ遇キス交通ノ便利ヲ妨ケサルコトニ注意ス可シ

第四條 町村ノ合併ヲ爲ストキハ深く將來ノ利害得失ニ注意シ郡區長及町村吏員等ニ就テ之ヲ諮詢シ勉メテ民情ノ歸スル所ヲ

察スルヲ要ス

第五條 從來人口稠密ノ市街ハ之ヲ分割シテ數戸長ヲ置キ各區域ニ町會又ハ聯合會ヲ設クルモノ住々之レアリ此等ノ區域ハ市

町村制ニ於テハ之ヲ一團結体ト認メス故ニ其總名ニ依リ全市街ヲ以テ一町村ト爲スヘシ

第六條 合併ノ町村ニハ新ニ其名稱ヲ選定スヘシ舊各町村ノ名稱ハ大字トシテ之ヲ存スルコトヲ得尤大町村ニ小町村ヲ合併ス

ルハ其大町村ノ名稱ヲ以テ新町村ノ名稱トナシ或ハ互ニ優劣ナキ數小町村ヲ合併スルハ各町村ノ舊名稱ヲ參互折衷スル

等適宜斟酌シ勉メテ民情ニ背カサルコトヲ要ス但町村ノ大小ニ拘ハラズ歷史上著名ノ名稱ハ可成保存ノ注意ヲ爲スヘシ

第七條 町村ノ合併ヲ爲ストキ其町村財產ノ處分ハ各町村ノ協議ニ依リ郡長ヲ經テ府縣知事ノ認可ヲ受ケシム可シ

第八條 町村ニ於テ前條ノ協議調ハサルハ府縣知事ハ適宜ノ注意ヲ以テ可成協議ニ至ラシムルコトヲ勉メ若シ尚協議ニ至ラ

サルハ左ノ規定ニ依リ財產ヲ處分ス可シ

一 民法上ノ權利ハ町村ノ合併ヲ爲スニ就キ關係ヲ有セサルモノトス即各町村ニ於テ若シ町村タル資格ヲ以テ共有スルニ非

スシテ町村住民又ハ土地所有者ニ於テ共同シテ所有シ又ハ維持共用セシ營造物又ハ山林原野田畑等アルハ從來ノ儘ヲ

ル可シ

二 從來共有ノ財産ハ^{土地家屋貯蓄金穀ノ類}舊町村限各其所有ノ權利ヲ保存シ之カ使用及収獲ノ權利ハ從前ノ慣行ヲ存スヘシ但町村一部分ノ共有財産モ亦同シ

一 町村ヲ分テ二個以上ノ町村ニ屬スルハ其共有財産ハ之ヲ各部分ニ分割スヘシ但シ其物ノ分割スヘカラサル性質ノモノナルハ評價ノ上賠償ヲ與ヘテ一方專有ニ歸セシメ若シ分割セスシテ舊慣ヲ存シ得ルモノハ舊慣ノ儘据置クコトヲ得

三 從來公用ニ供シタル財産^{保衛消防水具消防具及其費用掃帚取取ノ類}ハ舊町村限又ハ町村ノ一部分等ニ屬スルモノト雖モ其所有權利ハ新町村ニ移スヘキモノトス

一 町村ヲ分テ二個以上ノ町村ニ屬スルハ公用財産中建物ノ類并ニ其附屬物ノ所有權利ハ其所在ノ地域ト共ニ新町村ニ移シ其他分割シ得ヘキモノハ之ヲ分割スヘシ又防水具消防具ノ類若クハ他町村ノ土地ヲ借テ建設セル建物ノ類ニシテ實際分割スルコトヲ得サルモノアルハ評價ノ上賠償ヲ與ヘテ一方ノ專有ニ歸セシムル等適宜ノ方法ヲ用ユヘシ

四 前項ノ公用財産其他新町村ニ於テ其利益ヲ共ニスル公共ノ事業ノ爲メニ起シタル負債ハ新町村ノ負擔ニ歸シ其他ノ負債ハ舊町村ノ負擔タルベシ

五 負債アル一町村ヲ分テ二個以上ノ町村ニ屬シ前項ノ場合アルトキハ豫メ其分擔額ヲ定ムヘシ但債主ニ對シテハ新町村連帶ノ義務ヲ有スルモノトス

六 若シ他町村ト共有ノ財産アリテ分割スルヲ要スルハ其現物ヲ分割シ又ハ評價ノ上賠償ヲ與ヘテ一方ノ專有ニ歸セシム可シ

七 社寺及埋葬地ハ姑ク從前ノ儘存ス可シ

第九條 町村ノ資力獨立自治ヲ爲スニ堪ヘスト雖モ其地形民情ニ於テ前諸條ニ依リ合併スルコトヲ得サルモノハ町村制施行ノ日ニ至リ町村制第百拾六條第二項ニ依リ町村組合ヲ設クルコトヲ得

町村組合ヲ爲スニ付テモ合併ヲ爲スト同シク地形民情ヲ酌量シ不便ヲ生スルコトナキヲ要ス

第拾條 前條ニ依リテ設ケタル町村組合ニ於テハ其組合ニ町村長助役各一名ヲ置キ組合町村會ヲ開ク等成ルヘク一町村ト見做

シテ施行スルヲ要ス其經費ノ收入支出ハ各町村特別ノ事業ニ係ルモノヲ除クノ外之ヲ共通スヘシ但出納其他ノ帳簿毎町村各別ニ調成スルヲ得ルモノハ便宜部分ケヲ爲シ成ルヘク混雜セサルヲ要ス

第拾一條 前條ノ町村組合ニ於テハ組合ニ於テ共有スル財産ノ外仍組合内各町村ノ所有ニ屬スル財産ヲ共同管理スルコトヲ得可シ其組合共有ノ財産及組合ニ於テ共同管理スル財産ノ處分方ハ各町村ニ於テ豫メ協議ヲ經テ之ヲ定メ置ク可シ

右訓令ス

明治廿一年六月十三日

内務大臣伯爵山縣有朋

大分縣知事西村亮吉殿

上記資料の最初の部分、「訓第三五二號」の上部に毛筆で「六月十九日」とあることから、大分県庁舎にはこの日に書類が到着したと思われる。

また同じ六月十三日付の山縣大臣より西村知事あての「訓第三五五號」では、「市制・町村制施行ノ初メニ方リ、市役所町村役場ノ位置ハ、府縣知事ニ於テ、之ヲ定ム可シ、右訓令ス」とある。新しい市役所・町村役場の位置・場所については、知事の裁量下で決定されたようだ。

さらに明治二十一年七月二十三日付の山縣大臣より西村知事宛の「訓第四六二號」では、次のようである。

訓第四六一號

本年^{第六}第三五六號訓令ニ依リ町村分合又ハ組合ノ見込ヲ定メ施行ノ順序ヲ具シ内申スル節ハ右處分ニ付將來交通ノ便否地勢風俗ノ異同人民ノ折合等其情況ヲ詳記シ尚各町村ニ就テ左ノ諸項ヲ具シ稟議セラル可シ

一區域

此部ニハ田、畑、宅地、塩田、鑛泉地、池沼、山林、原野、又ハ雜種地ノ反別ヲ書ス可シ

一人口

現住人ノ數ヲ書ス可シ

一戸數

現住戸數ヲ書ス可シ

一資力

一年度内ニ負擔スル國稅地方債及町村費ノ額ヲ算出シテ其額ハ其額又ハ員數ヲ算出シテ其額ハ其額

額其

一合併又ハ組合ヲ要スル事由

資力ナクシテ獨立自治ノ目的ヲ達スルハ得ス又ハクシテ獨立自治ノ目的ヲ達スルハ得ス又ハクシテ獨立自治ノ目的ヲ達スルハ得ス又ハクシテ獨立自治ノ目的ヲ達スルハ得ス

現於テノ故障ナキカ爲メ合併ヲ要スルカハ如

一沿革

旧來町村區画ノ沿革ヲ書ス可シノ

一府縣知事ヨリ郡區長及町村吏員等へ諮詢シ

タルトキハ其答申

諮詢ニ對シテ口頭ノ答ルノ併ナルトキハ其旨趣又人民ノ情願ニ起ルノ併ナルトキハ其情願書ヲモ添

フルヲ要ス

一新町村名撰定ノ事由

大町村ノ名稱ヲ採リ又ハ舊名稱ヲ保存シ互折衷シ若クハ歴史ヲ著リ名ノ舊稱ヲ存シ互折

ルカ如キコトト

一區面

一町村又ハ町村組合實地瞭達ノ區面ニ調

テ明治七年當町乙第三拾七號ニ依リ之

ヲ製スルモ尤町村ハ各町別ニ

合ノ區画ヲ記シタルモノ得

右訓令ス

明治廿一年七月廿三日

内務大臣伯爵山縣有朋

大分縣筆西村喜老殿

前記訓令の上部余白には、西村の丸印ともう一つの丸印が、西村知事の認印の下部に押ししてある。

なお「縣甲第二六號」、同年七月二十三日付の内務書記官より大分県知事西村亮吉殿あての書類によると、「本日第四六二號訓令発布相成候ニ付テハ、其取調諸項中區域人口戸数及資力ノ四項ハ、別紙表式ニヨリ御調製相成度、此段及御通知候也」とある。つまり、区域・人口・戸数及び資力については表式を示して、書式を全国統一している。なお、表式については次の通りである。

町 何			名村町新	區	域	入口	戸数
計	何村	何町	名村町舊				
			丁反畝歩	田			
			丁反畝歩	畑			
			丁反畝歩	宅地			
			丁反畝歩	鹽田			
			丁反畝歩	鑛泉地			
			丁反畝歩	池沼			
			丁反畝歩	山林			
			丁反畝歩	原野			
			丁反畝歩	雜種地			
			丁反畝歩	合計			
						入口	
							戸数
							戸

※は錢厘

町 何			名村町新	區	域	入口	戸数
計	何村	何町	名村町舊				
			國稅	資	村	土	地
			地方稅				
			町村費				
			現金	資	村	土	地
			公債証書等				
			ノ券面金高				
			耕地	資	村	土	地
			丁反畝歩				
			山林				
			建物	資	村	土	地
			坪				
			米穀				
			石	資	村	土	地
			金高				
			円※				
			米穀	資	村	土	地
			石				

注意 町村有財産及負債ノ欄内ニハ町村ノ一部又ハ一區ノ所有ニ屬スルモノヲモ合算記入スヘシ

計	何村	何町	村各組合		田	畑	宅地	鹽田	鑛泉地	池沼	山林	原野	雑種地	合計	人口	戸数
			町	村												
					丁反畝歩	丁反畝歩	丁反畝歩	丁反畝歩	丁反畝歩	丁反畝歩	丁反畝歩	丁反畝歩	丁反畝歩	丁反畝歩	人	戸

計	何村	何町	村各組合		資力										負債		
			町	村	諸税	非町村税	現金	公債証券等	耕地	山林	建物	米穀	金高	米穀			
					円	円	円	円	円	丁反畝歩	丁反畝歩	丁反畝歩	丁反畝歩	坪	石	円	石

注意 町村有財産及負債ノ欄内ニハ町村ノ一部又ハ一區ノ所有ニ屬スルモノヲモ合算記入スヘシ

このように、国や県の命令・指導にもとづいて作成され、郡役所を通じて県や国へ提出・許可を求めた書類の一つが、これから紹介する資料である。表題を「新町村区域表・全資力表・全合併沿革町村名撰定事由、南海部郡」と記し、大分県公文書館所蔵である。この種の資料は、これしか所蔵していないとのことであった（平成十四年九月二一日当時）。表題からして、玖珠や日田郡など他郡の物は伝存していないと思われるが、念のため前記書類を拝見させていただいた。

ところが何と、その下部に「北海部郡・東国東郡・西国東郡・玖珠郡・日田郡・大野郡」の順で、他郡の資料が合わせ綴ら

れているではないか。最上部の南海部郡のみ入力されていたため、他郡の存在が気付かなかった（現在、入力訂正済み）。

同資料は虫喰いが若干あったが、現在は裏打ち補正されている。この外の大分郡・宇佐郡・下毛郡・速見郡・直入郡の資料は、当時もう一冊の合本として綴られた可能性が高い（永久保存・第十号として）。

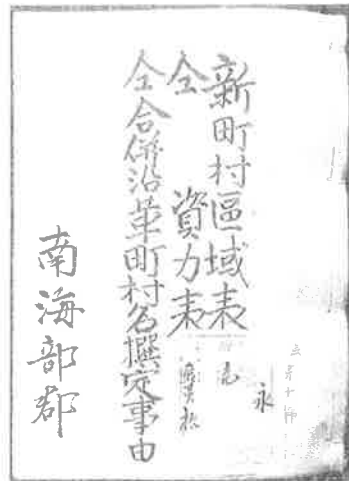
この中で筆者は、現今の平成大合併とも関連して、当時の「新町村名撰定事由」について興味を覚えるので、これについて玖珠郡・日田郡に限定して若干解説してみたい。南山田村（九重町）の場合は「此四邨

（菅原村・町田村・引治村・粟町村）ハ山田郷ニ属シ、地形南部ニ位スルヲ以テナリ」とある。飯田村（九重町）の場合は、「此野上、後野上、田野ノ三村ハ飯田郷ニ属シ、地形其主部ニ位スルヲ以テナリ」とある。東飯田村（九重町）の場合は、「此三邨（松木村・恵良村・右田村）ハ飯田郷ニ属シ、地形東部ニ位スルヲ以テナリ」とある。

ここでは、地形が東部や南部に位置するからとしてその方角を冠しているが、これは郡全体からの南や東である。当時は郡役所（森村に設置）を経由して県へ書類が上申されていることから、郡単位の考え方が強かった。

玖珠郡の場合、有祖地・資力表の箇所、新村名撰定事由で選定された村名と異なる名が付けられているのがある。例えば、東飯田村と決定された新村名の所に「松^{マツ}恵^ヱ田^{デン}村」とある。これはこの表を作成する段階の仮称として、一時こう表現していたものである。松木村・恵良村・右田村の一字ずつをとって、表現されている。

現玖珠町の旧村名をみていくと、北山田村の場合は「此二邨（戸畑邨・四日市村）ハ、山田郷ニ属シ、地形北部ニ位スルヲ以テナリ」とある。



～大分県公文書館所蔵資料～

は「訓第三五二號」の第六條の末尾にある「但、町村ノ大小ニ拘ハラズ、歴史上著名ノ名称可成保存ノ注意ヲ爲スヘシ」による命名と思われる。

森村の撰定事由は、「此四邨（森村・日出生村・帆足村・岩室村）中森邨ハ、旧城下市ニシテ其名称稍顯ハレタルヲ以テナリ」とあり、これも歴史的名称を採用している。そして、有祖地・資力表からみても、森村が他村と比べ飛び抜けて大村であることからしても、「大町村ニ小町村ヲ合併スルトキハ、其大町村ノ名称ヲ以テ、新町村ノ名称トナシ」（第六條）に該当する。前述の東飯田村の前段階の仮称「松恵田村」は、「或ハ互ニ優劣ナキ数小町村ヲ合併スルトキハ、各町村ノ旧名稱ヲ参互折衷スル等」の事項に該当するのであるが、結局これは採用されなかった。

万年村は、「山田・小田・山浦ノ三邨界ニ、蟠居セル萬年山ハ地方著地ノ山嶽ナルヲ以テナリ」とあり、山名を採用している。ここも資力表の箇所には「西山田村」とあり、こう命名された可能性もあったが、万年村に落ち着いた。

八幡村は、「此四村（緩垣村・太田村・山下村・古後村）中太田邨ニハ、八幡社アリ、地方人民ノ崇社タルヲ以テ、村民重立ツモノ、冀望ニヨリ、此際改称ス」とある。太田松信にあるこの地方尊崇の氏神八幡天祖神社の「八幡」をとって、村名とした。村民の強い希望がかない、命名されたようだ。この村も有祖地・資力表では、仮称「古後村」とある。旧四村を比較して古後村より太田村の方が大きい、かつてこの四村が古後郷に属していたことから、この名称が採用されてもおかしきはなかった。

なおこの種の命名事例を、現在する前記資料（北海道郡・東国東郡・西国東郡・玖珠郡・日田郡・大野郡）に依ってみると、南海部郡「八幡村」（旧霞ヶ浦・海崎村・戸穴村）は、「此三村ハ他ニ廻ルヘキノ名称ナク、而シテ戸穴村ハ郷社八幡社アリ、

～「新町村区域表・全資力表・全合併沿革町村名選定事由、玖珠郡」の内、「万年村」（大分県公文書館所蔵）～

地方ノ崇社タルヲ以テ、村民重立モノ、冀望ニ出ス」とある。

また西国東郡の「河内村」(旧森村・小田原村・佐野村)は、「村柄立ニ優劣ナキヲ以テ、三村信仰スル所ノ郷社河内社ノ名称ヲ採ル」という。

大野郡の「白山村」(旧伏野村・奥畑村・中津留村・大白谷村)は、「此四村ハ中大白谷村ニ白山神社アリ、地方ノ崇社タルヲ以テ、村民重立モノ、冀望ニヨリ、白山村ト改称ス」とある。

この他前記資料にはないが、大分郡の「八幡村」(旧神崎村・八幡村・金谷迫村)も、この地域に豊後一の宮の柞原八幡社があることから、八幡の名を残したものと思われる。宇佐郡の「八幡村」(旧下乙女村・乙女新田・上乙女村・尾永井村・森山村・荒木村)には旧下乙女村に宇佐神宮八摂社の一つで由緒ある乙女社おとめがあり、八幡神を祀っていることからの命名と思われる。

またその地方尊崇の神社名を採用したケースではないが、南海部郡には「明治村」(旧床木村・大坂本村・尺間村)があるが、これは「此三村ハ他ニ抛ルヘキノ名称ナキヲ以テ、村民重立ツモノ冀望ニヨリ、明治村ト改称セリ」とある。旧尺間村の村名は、恐らく尺間山と尺間神社からの村名であろうが、この村名を採用せずに(他ニ抛ルベキ名称ナキ)、「明治」という元号をとって新村名としたものと思われる。この種の事例は、同時期県内で他に数例見られる。

次に日田郡の事例を「新町村区域表・全資力表・全合併沿革町村名撰定事由、日田郡」によってみていくと、(日田市)東有田村(東有田村・羽田村)は、「此二村ハ有田郷ニ属シ、地形東部ニ位スルヲ以テナリ」とあり、こう名付けられた。西有田村(有田村・西有田村)は、同じく西部に位置するからとある。

(日田市)三花村は、「此二村ハ他ニ抛ルヘキノ名称ナキヲ以テ、村名ヲ参互折衷ス」とある。つまり二村(三和村・花月村)は資力・人口など均等しており、大村が小村を合併吸収する形態ではない。また両村ともかつて「夜開郷」に属していたが、既に今回どことも合併せぬ「夜明村」が存在するので、夜開(明)の名称は使えない。そこで前述の頭文字をとって、命名さ

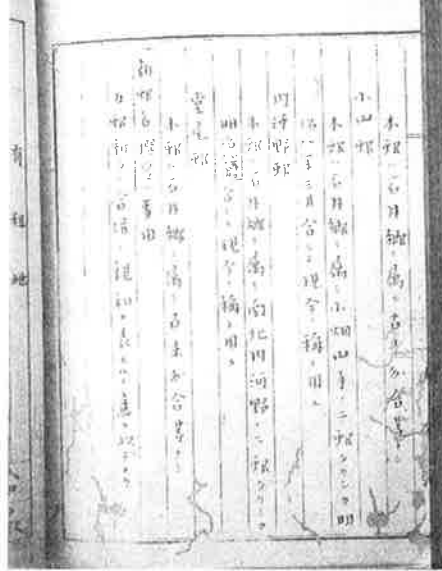
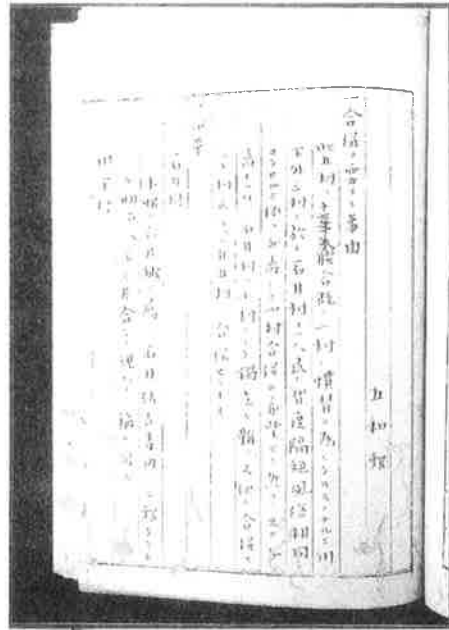
れたものと思われる。玖珠郡内の事例はないが、[△]今回の大合併でどことも合併しない村が、日田郡には三村（小野村・夜明村・馬原村）ある。（日田市）大鶴村は旧大肥村・旧鶴河内村が合併してできた新村名であるが、これも撰定事由は三花村と同じである。

（日田市）光岡村^{てるおか}の場合は、旧渡里村・友田村・十二町村（三村共に、渡里郷）が合併してできたが、歴史的名称を残さず新村名を選んでいる。撰定事由は、「此三村ハ、全郡ニテ著名ナル日ノ隈・月ノ隈・星ノ隈ノ三山アルヲ以テナリ」とある。日や月・星が光り照り輝き、その三岡があることからの瑞祥地名であろう。なお旧十二町村は明治十七年以來の連合村であったが、庄手村と合併を希望していた。しかし庄手村は隈町との關係から分離することができず、希望通りにゆかず前の通り三村で合併した。

（日田市）朝日村は、旧小迫村・二串村・山田村（三村共に、旧渡里郷）の合併で、撰定事由は「此三村ハ夜明村ニ隣接シ、又東方ニ月出山ヲ負フ等ノ縁故ヲ以テナリ」とある。夜明村に接し、東に月出山^{かたど}があり、その方面より月が出て日が昇る。朝日が差し込む（夜が明ける）などの縁起をかついで、村政の發展を祈念した命名と思われる。

（日田市）三芳村^{みつよし}は旧田島村・日高村・求里村の合併で、撰定事由は「三邨新タニ合併セルヲ以テ、更ニ三芳邨ト称スルハ、邨民重立ツモノ冀望ナリ」とある。ここも縁起をかついで、三村がこれから芳^{かんば}しく發展するようにとの願いが込められている。

（日田市）五和村の場合は、旧石井村・川下村・小山村・内河野村・堂尾村（全て、石井郷）が合併して成立した。当初川下村以下三村は、石井村とは人民の智度・隔絶・風俗が異なっているので、四村合併を希望していたが、石井村を外すと同村のみでは小村で独立し難く、また他村との合併も困難であるので、明治十七年の連合村に従って五村で合併することにした。そのことからして新町村撰定の事由は、「五邨新タニ合併シ、親和ヲ表スルノ意ヲ以テナリ」とある。



～「新町村区域表・全資力表・全合併沿革町村名選定事由、日田郡」の内、「五和村」 (大分県公文書館所蔵)～

(日田市) 高瀬村は、旧高瀬村と上野村との合併である。両村は明治十七年以來の連合村であるが、高瀬村はこの際独立を希望した。しかし、上野村は小村にして独立し難く、他に合併すべき村もないため二村が合併した。新村名については、「高瀬村ハ大村ニシテ、上野村ハ戸數・地価共ニ其半数ニモ滿タサルヲ以テ、高瀬村ト称ス」と、大村が小村を吸収した結果、大村名がそのまま残っている。

(日田郡) 前津江村は旧大野村・柚木村・赤岩村の合併で、撰定事由は「此三邨ハ津江郷ニ属シ、郷ノ前部ニ位スルヲ以テナリ」とある。歴史的著名なる名称を採用し、その位置によって「前」の字を冠している。日田郡前津江村・同中津江村・同上津江村共に同様な考え方に立って、「前・中・上」によって日田郡役所からその位置を表している。

上津江村は「前・中」ときて「後」とするより、「上」(大山川の上流)としたものと思われる。

上津江村は旧新野邨・合瀬邨の合併で、「郷ノ中央ニ位スル」ためとしている。上津江村は旧川原村・上野田邨の合併で、「郷ノ上部ニ位スル」ためという。

日田郡大山邨は旧東大山村・西大山村の合併で、古くは大山荘に属していた。選定の事由は、「此二邨ハ邨名ヲ同スルヲ以テ、単ニ東西ノ二字削除ス」とある。西村は明治八年三月の合併時に、古くよりの大山荘の歴史的名称を復活し、東西の方位をもってそれを区別して、村名とした。明治二十二年のさらなる合併で同村名を生かすため、東西の二字を削除した。

日田郡中川邨は旧女子畑村・合田村・湯山村・桜竹村・赤岩村五村の合併で、撰定事由は「湯山邨テ、外四村トノ中間ヲ珍珠川貫流スルヲ以テナリ」とある。各旧村の地形上の位置を考慮して、合併する地域の間を大河が流れているので、中川村と命名された。

日田郡五馬邨は旧五馬市村・出口村・塚田村・本城村の合併で、撰定事由は「此四邨ハ五馬荘ニ属シ、郷ノ主部ニ位スルヲ以テナリ」とある。

なお参考までに、当時の玖珠・日田両郡の郡役所吏員を紹介しておく。

玖珠郡役所

玖珠郡森村

郡長 奏任官六等 正八位 村上田長

書記 判任官十等 三浦安太郎

小野慎一郎

原田 穰

日田郡役所

日田郡南豆田村

郡長 奏任官六等 (中) 正八位 菊村 徳

書記

判任官八等

長野直恕

判任官九等

樋口武二

相島緝彦

判任官十等

佐藤信一

小川弥十郎

林 茂

〔明治二一・二三年、寮局往復〕大分県公文書館所蔵)

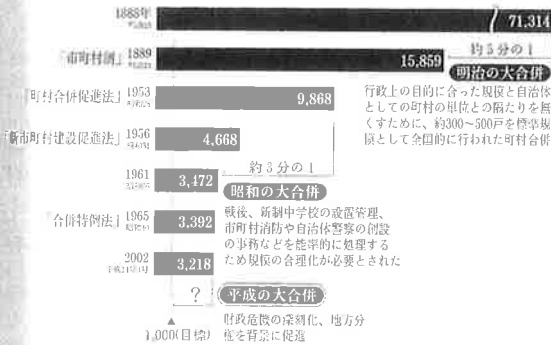
以上新村名決定までには、種々曲折があったようだが、明治の大合併から百十数年現令平成の大合併が推進され、行政大綱で全国の市町村数三千二百余から、将来は一千に減らそうとしている。町村合併は、それこそ緊急を要する行政課題となっている。

我々歴史学を研究する者としては、市町村合併にあたってはやはり歴史的名称を、できるだけ新名称に残してほしいと願っている。

平成十四年六月九日(日)付の大分合同新聞によると、「平成の大合併・新市町村名に注文」というタイトルで、民俗学者で日本地名研究所長の谷川健一氏へのインタビューが掲載されていた。同氏は、「地名は日本の伝統文化の根幹を成すもの」といい、安易な合成地名・根拠のない瑞祥地名・片仮名や平仮名の乱用などに目を光らせている。

谷川氏主催『全国地名研究交流誌、地名談話室』No.17(二〇〇二年七月)

図1-1 市町村数の変遷



日)所収の、二〇〇三年二月二〇日付の日本地名研究所所長谷川健一よりの「声明」(白田市 岩尾寛氏のご教示に依る)によると、次のようにある。

声 明

地名は日本の伝統文化の根幹をなすものであり、日本の歴史、地理、民俗、考古、すべては地名を由縁としている。それゆえに、私ども日本地名研究所は発足以来、地名の研究と保存に全力を傾けて今日にいたっている。

一九九九年十二月、政府は新しい「行政改革大綱」を決め、全国の市町村を二〇〇五年まで現在の三分の一である一〇〇〇以下にしようと、合併を強引に進める方針を定めた。これは、明治二十一・二二年の町村大合併、また昭和三十七年(一九六二)の住居表示に匹敵する大改革である。

一昨年から始まったこの大改革によって、合併市町村の新しい名がぞくぞくと誕生することになったが、その中には、私共が年来主張している由緒ある地名とは全くかけはなれた、新市、新町の名がしばしば見られる。その命名は、あるいはいたづらにかな書きにし、または安易に方位方角を冠し、あるいは合併市町村の頭文字をとって合成し、あるいは根拠のない瑞祥地名をとるなど、あまりにもほしいままな命名が横行している。

これらは、その土地の実状を的確に反映しているものとはいえず、日本の地名の新しい受難時代の到来と言っても過言ではない。それは、地名の危機であるばかりでなく、日本人の風土感覚を狂わせる重大な問題を孕んでいる。

この現状を坐視するにしのびず、私共日本地名研究所はここに声明を発表し警告するものである。

二〇〇二年三月二〇日

日本地名研究所長 谷川健一

追記

新市町村の命名にあたっては、安易な方法にたよらず慎重な配慮をお願いしたい。そのためには、選考委員に歴史・地理・民俗・国文学など地名に造詣の深い学職経験者の参加を、是非要望する。

新しい市町村の命名には、慎重な配慮をお願いしたいとして、これまでの好ましくない命名の事例を列挙・紹介している。

一、カタカナ・ひらがな書きの市町村

さいたま市（浦和・大宮・与野の三市）

一、恣意的な方位の濫用

西東京市・東村山市・東大和市

一、合成地名

生見尾村（生麦・鶴見・東寺尾の三村合併→現在の横浜市鶴見区）

六合村（群馬県印旛郡内の六村）

太田区（蒲田・大森の二区合併）

一、借用地名

沖繩市（旧ゴザ市）・南国市

一、瑞祥地名

瑞穂町（栃木・石川・長野・京都・兵庫の各県などに多数）

豊栄町（新潟・長野・愛知・岡山・広島各県などに多数）

また昭和の大合併に関して、歴史的な地名をできるだけ残すべきであったと主張したのは、大分大学教授（当時）渡辺澄夫氏であった。渡辺氏は『大分県地方史』第九号（昭和三十一年九月・大分県地方史研究会）に於いて「町村合併と町村名」と題し、「地名はその土地柄と長い歴史を背負っている。歴史家にとっては、古い地名はかけ替えのない重要な研究資料であるだけに、出来るだけもとのままに保存されることが望ましい。」という。また「私は一応律令時代の郷やのちの郷・荘・村と新合併町村との地域的範囲を考え、特別な支障のない限り、古い郷村地名を生かすのが妥当であると考える」ともいう。

そして具体例をあげ、大分郡庄内町（昭和二十九年に五村が合併して、庄内村が成立。翌年町となる）の場合には、「こうした歴史から見て、新しい庄内町は阿南町とするのが、最も自然ではなかったであろうか。」という。また九重町（昭和三十年二月合併）の場合は、「同町は東飯田村・野上村（町の誤り）・飯田村・南山田村の合併したものである。南山田村は律令制では山田郷であったかと思われるが、他の三村はもともと飯田郷からの分かれたもの。九重町としたのは九重山のもつ観光面をうち出したものかと想像するが、久住町とも混同しやすい。私はむしろ飯田町とする方が、飯田高原の魅力を強調するだけでなく、過去の伝統にも合致するのではないかと考えている。」という。

これらは昭和の大合併が終わった後の意見で、合併以前の為政者・有識者への命名判断材料・参考資料となっていればと、惜しまれてならない。

平成の大合併を考える時、合併予定地の市町村をみると、特に田舎の場合（過疎地）は広大な面積を持つため、場合によっては郡域を越えることも考えられる。かつての律令制時代の郷やのちの荘を越えて、合併しなければならなくなる。その地域の歴史的地名を如何に残していくのか、今が正念場である。

最後になったが、大分県公文書館には史料の閲覧等で大変お世話になった。ここに記して、感謝を申し上げたい。

（本原稿は約二年前に成稿していたが、発表を失ってしまったのは、残念である）

(表紙ウワ書)

「新町村区域表

全 資力表

全合併沿革町村名選定事由

(付箋)

庶
第十號
永

玖珠郡

計	四日市村	戸畑村	北山田村	
			田	畑
381.0801	104.1113	276.9618 歩	田	有 祖 地
196.0225	50.2200	145.8025 歩	畑	
35.3024	9.2328	26.0626 歩	宅地	
			塩田 歩	
			鉱泉地 歩	
1.6810	4115	1.2625 歩	池沼	
353.4311	87.6729	265.7512 歩	山林	
595.0201	259.7512	335.2619 歩	原野	
133.8008	24.9000	108.9008 歩	雑種地	
1,696.3520	536.3207	1,160.0312 歩	合計	
4,186	903	3,283 人	人口	篠原
723	165	558 戸	戸数	

(朱印、以下同)

計	四日市村	戸畑村	北山田村		諸税並町村費	町村有財産	負債
			国税	地方税			
4,981,677	1,353,820	3,627,857	厘				
1,62,030	408,688	1,218,342	厘				
680,050	152,702	527,348	厘				
491,104	276,194	214,910	厘				
			券面金高	公債証券			
7804	5209	2525	歩	耕地			
27,0727	24,4324	2,6403	歩	山林			
			坪	建物			
			石	米穀			
			厘	金高			
			石	米穀			
384,412	203,27	181,1422	歩	原野			

北山田村

一 合併ヲ要スル事由

此二村ハ明治十七年来連合シ、爾来稍一村ノ慣習ヲナシ、地形人情ニ於テモ故障ナキヲ以テ合併セントス

一 沿革

戸畑村

本村ハ山田郷ニ屬シ、戸畑・魚返・萩ヶ原・代太郎ノ四村タリシカ、明治八年三月合シテ現今ノ称ヲ用ユ

四日市町

本郷ハ古後郷ニ属シ、木牟田(寛文年間現在ノ横田村ニ属ス)、四日市ノ二郷タリシカ、明治八年三月合シテ現今ノ称ヲ用ユ
一新郷名撰定ノ事由

此ニ郷ハ山田郷ニ属シ、地形北部ニ位スルヲ以テナリ

計	栗野村	引治村	町田村	菅原村	南山田村	有		祖		地		人口	戸数
						田	畑	宅地	塩田	鈹泉地	池沼		
342,4214	55,2113	70,0113	150,3017	66,8901 歩									
123,8004	16,6904	29,3520	56,0427	21,7013 歩									
26,7506	4,7616	6,4224	11,3822	4,1704 歩									
9			6	3 歩									
3,200	100	100	3,000	歩									
968,9205	59,8715	42,9919	750,5015	115,5416 歩									
2,029,3006	177,9924	117,2729	828,3109	905,7104 歩									
105,2823	29,4203	12,8316	42,8028	20,2206 歩									
3,596,8107	343,9715	278,9201	1,839,6704	1,134,2817 歩									
2,875	503	513	1,303	556 人									
580	94	111	263	112 戸									

篠原

計	栗 野 村	引 治 村	町 田 村	菅 原 村	南山田村		諸 稅 並 町 村 費	資 力
					國 稅	地 方 稅		
3,419,748	712,334	707,063	1,527,967	472,384	原	國 稅	町 村 存 財 產	力
1,092,477	209,713	219,897	501,373	161,494	厘	地 方 稅		
495,154	176,099	79,993	178,872	60,190	厘	町 村 費		
610,075	102,962	156,243	157,917	192,953	厘	現 金	負 債	債
					圓	公 債 證 書 等 券 面 金 高		
7,608	6305	1.0802	5.2810	621	步	耕 宅 地		
11.6123	7.5008	7115	2.2300	1.1700	步	山 林		
16	16				坪	建 物		
					石	米 穀		
					厘	金 高		
					石	米 穀		
1378.321	143.491	90.521	813.8005	330.5018	步	原 野		

南山田郷

一合併ニ要スル事由

此四郷ハ明治十七年来ノ連合ニシテ、爾来稍一郷ノ慣習ヲナシ、地形民情ニ於テモ故障ナキヲ以テ、現今連合ノ儘合併セントス

一沿革

菅原村

本郷ハ山田郷ニ属シ、分合等ナシ

町田郷

本郷ハ山田郷ニ属シ、分合等ナシ

引治村

本郷ハ山田郷ニ属シ、木納水・小引治・引治ノ三郷タリシカ、明治八年三月合シテ現今ノ称ヲ用ユ

栗野郷

本郷ハ山田郷ニ属シ、田中・栗野ノ二郷タリシカ、文録年間合シテ現今ノ称ヲ用ユ

一新村名撰定事由

此四郷ハ山田郷ニ属シ、地形南部ニ位スルヲ以テナリ

計	山 浦 村	小 田 村	山 田 村	塚 脇 村	大 隈 村	西 山 田 村	
568.9118	40.3109	98.4808	220.3201	80.6414	129.1516	田	有 地
100.0129	43.5328	27.8300	12.5607	6.8515	9.2309	畑	
52.5007	6.9308	11.9324	14.3605	7.9617	11.3013	宅	
						地	
						塩	
						田	
						歩	
						鉾	
						泉	
						地	
7229	115	4114	1200		1800	池	祖
						沼	
444.6218	184.3806	122.8123	110.7607	2.7500	23.9112	山	地
						林	
2,252.0516	1,322.2110	404.3007	485.0620	6.7620	33.7019	原	
						野	
						歩	
69.7010	18.3105	14.4806	19.1528	3.7817	13.9614	雜	地
						種	
						地	合
3,488.5507	1,615.7021	680.2622	862.3508	108.7623	221.4523	計	
						歩	人
4,388	751	959	1,334	617	727	口	
						人	戸
841	133	171	254	145	138	数	
						戸	篠
						数	

計	山 浦 村	小 田 村	山 田 村	塚 脇 村	大 隈 村	西山田村		諸税並町村費	資
						国税	地方税		
10,388,275	416,904	2,437,163	2,939,100	3,405,410	1,589,698 厘				
2,171,650	149,085	417,651	754,534	385,525	464,855 厘				
811,512	48,259	129,648	239,882	112,250	311,473 厘				
500,000	67,037	90,000	169,724	97,258	75,981 厘				
						現金			
						公債証券等			
						券而金高			
						耕地			
2,8308	2621		3004	1,9525	3018 歩	土地			
5,7715	5,5415		300		2000 歩	山林			
25		25				建物			
						坪			
						米穀			
						石			
90,000			90,000			金高			
						厘			
						米穀			
						石			
1,765,511	750,280	268,082	492,072	113,820	191,250 歩	原野			

資
力

負
債

一合併ヲ要スル事由

此五郷ハ明治十七年来ノ連合ニシテ爾來稍一村ノ慣習ヲナシ、地形民情ニ於テモ故障ナキヲ以テ、現今連合ノ儘合併セントス

一沿革

塚脇郷

本郷ハ古時一郷タリシヲ元和年間分テ上下塚脇ノ二郷トシ、上塚脇ハ古後郷ニ屬シ下塚脇ハ長野荘ニ屬セシカ、明治八年三月分シテ一村ニ復ス

大隈村

本郷ハ帆足郷ニ屬シ、南北大隈ノ二郷タリシカ、明治八年三月合シテ一村トス

山田郷

本郷ハ山田郷ニ屬シ、中山田・瀬戸口ノ二郷タリシカ、明治八年三月合シテ一村トス

小田郷

本郷ハ山田郷ニ屬ス、慶長年間一部落ヲ割キテ山浦郷ヲ置キ、爾來分合等ナシ
山浦郷

本郷ハ山田郷ニ屬ス、慶長年間小田郷ヲ割キテ本郷ヲ置ケリ、爾來分合等ナシ
一新郷名撰定ノ事由

山田・小田・山浦ノ三郷界ニ蟠居セル萬年山ハ、地方著地ノ山嶽ナルヲ以テナリ

計	右 田 村	恵 良 村	松 木 村	松 ^マ 恵 ^サ 田 ^タ 村	
				田	地
414.4514	147.4910	68.0516	198.9018	田	有 祖 地
			歩		
120.4809	50.3018	10.7012	59.4709	畑	
			歩		
38.8804	14.3827	6.5205	17.9702	宅	
			歩	地	
				塩	
				田	
506			506	鉱	
			歩	泉	
7903	3615	4218		池	
				沼	
				歩	
1,524.1918	134.4826	13.4600	1,576.2422	山	
			歩	林	
200.2623	52.3218	5.2824	142.6511	原	
			歩	野	
100.1103	36.4116	16.7224	46.9622	雑	
			歩	種	
				地	
2,399.2320	435.7810	121.1809	1,842.2701	合	
			歩	計	
3,290	1,257	510	1,523	人	
			人	口	
631	234	100	297	戸	
			戸	数	

計	右 田 村	恵 良 村	松 木 村	松 恵 田 村	
				国 税	諸 税 並 町 村 費
6,651,804	2,798,900	1,423,969	2,428,935 厘	地方 税	資 力
1,499,692	545,806	282,817	671,069 厘	町 村 費	
1,079,590	476,964	236,864	365,762 厘	現 金	
				公 債 証 書 等	資 力
				券 面 金 高 等	
6606	1218	2227	3021 步	耕 宅 地	資 力
20.0713	1.5700	2400	18.2613 步	山 林	
				建 物	資 力
				坪	
				米 穀	
				石	資 力
				厘	
				金 高	資 力
				石	
323,180	89,440	119,9410	123.7927 步	原 野	負 債

東飯田郷

一 合併ヲ要スル事由

此三郷ハ隣接岩室郷ト明治十七年来連合セルモ、岩室ハ旧森藩ノ所領ニシテ、此三郷ハ旧公領ニ係リ人情風俗其趣キヲ殊ニセルヲ以テ、此際岩室郷ヲ除キ地形人情トモ故障ナキ此三郷ヲ合併セントス

一 沿革

松木郷

本村ハ飯田郷ニ属シ、松木・書曲・辻ノ三村タリシカ、明治八年三月合シテ現今ノ称ヲ用ユ

恵良村

本村ハ飯田郷ニ属シ、恵良・見良津ノ二村タリシカ、明治八年三月合シテ現今ノ称ヲ用ユ

右田郷

本郷ハ飯田郷ニ属シ、右田・且ノ二郷タリシカ、明治八年三月合シテ現今ノ称ヲ用ユ

一新郷名撰定ノ事由

此三郷ハ飯田郷ニ属シ、地形東部ニ位スルヲ以テナリ

計	岩室村	帆足村	日出生村	森村	森村	
					田	畑
413.7226	93.0327	102.4315	103.8618	114.3826 歩		有 地 祖 地
192.0308	44.6621	35.6017	57.4810	54.2720 歩		
53.0626	7.5300	8.3318	8.8301	28.3707 歩	宅地	
					塩田 歩	
					鉱泉地 歩	
3.5413	8622	1.2227	1300	1.3124 歩	池沼	
1,585.6723	104.5329	56.2021	1,059.1212	365.8021 歩	山林	
4,832.8319	1,096.2621	118,7321	3,389.4221	228.4016 歩	原野	
141.3929	49.2722	20.6119	45.6212	25.8304 歩	雜種地	
7,222.2322	1,396.1822	343.1618	4,664.9814	818.3928 歩	合計	
5,152	837	811	918	2,586 人	人口	
1,054	146	150	202	556 戸	戸数	

計	岩室村	帆足村	日出生村	森村	森村		諸税並町村費	現金	公債証券等 券面金高	耕地 土	山地 地	建物	米穀	金高	米穀	原野
					国税	地方税										
8,019,396	943,377	307,196	767,046	6,001,777	厘											
1,828,654	295,994	364,704	250,521	917,435	厘											
857,137	209,005	182,328	134,241	331,563	厘											
1,9722	109		1,5603	4010	步											
261,7925	6,4901	5,3613	103,9500	145,9911	步											
166			23	143	坪											
120,000				120,000	厘											
794,181	377,772	80,790	82,800	252,861	步											

資 力

一合併ヲ要スル事由

此四邨ハ旧森藩ノ所領ニシテ、森外二邨ハ明治十七年来連合シテ稍一邨ノ慣習ヲナシ、岩室邨ハ従来恵良邨連合ナリシモ維新以前ニ在テ其所領ヲ異ニセシヨリ、森邨連合ヘ合併スルハ民情ノ冀望スル處ニシテ、地形ニ於テモ亦故障ナキヲ以テ、此際之ヲ合併セントス

一沿革

森邨

本邨ハ帆足郷ニ属シ、森町・森邨ノ二町邨タリシカ、明治八年三月合シテ村名ヲ用ユ
曰出生邨

本邨ハ帆足郷ニ属シ、分台等ナン

帆足邨

本邨ハ帆足郷ニ属シ、市邨ト称セシカ、天保年間西岩室邨ヲ合セテ帆足邨ト改称ス

岩室邨

本邨ハ帆足郷ニ属シ、宮ノ下・山口・田代ノ三村タリシカ、後之ヲ西南北岩室村ト改称シタリ、天保年間西岩室邨ヲ割テ餘ノ二邨合シテ現今ノ称ヲ用ユ

一新村名撰定ノ事由

此四邨中森邨ハ旧城市ニシテ、其名称稍顯ハレタルヲ以テナリ

計	湯坪村	田野村	後野上村	野上村	飯田村	
380,6518	38,9827	111,3717	82,6602	147,6302	田	有 祖 地
				歩		
109,3012	7,4013	35,5408	29,3125	420,0326	畑	
				歩		
31,7027	5,8028	8,3703	6,1409	11,3817	宅地	
				歩		
					塩田	
					歩	
4	3	1			鉾泉地	
					歩	
186,5119	716	183,0600		3,3803	池沼	
				歩		
1,879,7106	171,1506	1,068,0922	107,2900	533,2208	山林	
				歩		
10,721,0909	2,258,8122	5,522,2023	508,9710	1,834,0914	原野	
				歩		
165,7009	33,5924	68,0920	20,2710	43,7315	雜種地	
				歩		
12,877,6914	2,515,8419	6,996,7004	749,6526	2,615,4825	合計	
				歩		
2,991	407	691	689	1,204	人口	
				人		
602	92	125	196	239	戸数	
				戸		

篠原

計	湯 坪 村	田 野 村	後 野 上 村	野 上 村	飯 田 村	
					国 税	諸 税 並 町 村 費
3,083,789	223,832	540,273	836,080	1,483,604	厘	
1,042,590	116,860	189,310	268,237	468,183	厘	
548,740	48,138	95,823	154,490	250,289	厘	
					厘	現 金
					円	公 債 証 書 等 券 面 金 高
1,2318	325	4417	4200	3306	歩	耕 宅 地
112,2218	7,6318	85,1000	200	19,4700	歩	山 林 地
33				33	坪	建 物
					石	米 穀
					厘	金 高
					石	米 穀
804,220	153,76	423,2400	121,4402	105,7802	歩	原 野

資 力

飯田郷

一合併ヲ要スル事由

此四郷ハ明治十七年来連合シ、爾来稍一郷ノ慣習ヲナシ地形民情ニ於テモ故障ナキヲ以テ、現今連合儘合併セントス

一沿革

野上郷

本郷ハ飯田郷ニ属ス、文祿年間一部落ヲ割キテ後野上郷ヲ置キ、爾来分合等ナシ

後野上郷

本郷ハ文祿年間野上郷ヨリ分立、爾来分合等ナシ

田野郷

本郷ハ飯田郷ニ属シ、分合等ナシ

湯坪郷

本郷ハ山田郷ニ属シ、分合等ナシ

一新村名撰定ノ事由

此野上・後野上・田野ノ三村ハ飯田郷ニ属シ、地形其主部ニ位スルヲ以テナリ

計	古 後 村	山 下 村	太 田 村	綾 垣 村	古 後 村
400. 2206	103. 3403	95. 2416	126. 1616	75. 4701 歩	田
170. 2310	43. 6614	37. 7006	56. 4514	32. 4106 歩	畑
29. 1205	8. 4414	6. 4023	9. 6916	4. 5712 歩	宅地
					塩田
					歩
					鉾泉地
					歩
5. 8900	1800	1. 2906	2. 9924	1. 4700 歩	池沼
1, 225. 7612	347. 1302	224. 0214	667. 9007	16. 7019 歩	山林
2, 079. 2508	1, 253. 3516	392. 8706	388. 5821	39. 4325 歩	原野
90. 8500	32. 3207	20. 3620	24. 5111	13. 6422 歩	雜種地
4, 026. 3311	1, 788. 4326	777. 9101	1, 276. 2619	183. 7125 歩	合計
3, 014	954	633	1, 001	426 人	人口
579	188	115	203	73 戸	戸数

有

祖

地

篠原

計	古 後 村	山 下 村	太 田 村	綾 垣 村	古 後 村	諸税並町村費		町 村 有 財 産	資 力
						国 税	地 方 税		
3,801,737	759,212	831,473	1,425,018	686,034 厘					
1,180,334	266,572	277,881	439,080	196,801 厘					
397,871	98,893	96,238	136,075	66,665 厘					
410,485	109,459	114,656	78,770	107,600 厘					
						公債証券等 券面金高			
5717			5717			耕地 土 地			
131,8926	28,3412	53,1609	49,9624	4211 歩		山林			
7	7					建物 坪			
						米穀 石			
						金高 厘			
						米穀 石			
887,080	352,94	369,24	143,17	111,72 歩		原野			

一合併ヲ要スル事由

此四邨ハ明治十七年来連合シ、爾来稍一邨ノ慣習ヲナシ、地形民情ニ於テモ故障ナキヲ以テ、現今連合ノ儘合併セントス

一沿革

大田村 本邨ハ古後郷ニ属シ、平井・太田ノ二村タリシカ、明治元年四月合シテ現今ノ称ヲ用ユ

山下村

本邨ハ古後郷ニ属ス、文祿年間平井村（現平井町）ノヲ割キテ本邨ヲ置キ、爾来分合等ナシ

綾垣邨

本邨ハ古後郷ニ属ス、寛文年間一部落木牟田ヲ割キテ独立セシム、爾来分合等ナシ

古後邨

本邨ハ古後郷ニ属シ、大浦邨ト称セシカ弘化年間現今ノ称ニ改ム

一新邨名撰定ノ事由

此四村中太田邨ニハ八幡社アリ、地方人民ノ崇社タルヲ以テ、村民重立ツモノノ冀望ニヨリ、此際改称ス

〔表紙ウツ書〕

「新町村区域表

全 資力表

庶第十號

全合併沿革町村名撰定事由

日田郡

（以下、次号以降掲載）